# 古典を読むという行為の一展開

――抄物と諺解の比較検討を通じて―

武田 祐樹

#### 一 はじめに

身が言及している。 した研究が現れた。本稿では、古典注釈書の比較検討及びその結果の考察を通じて、解説手法という面から従来の研究で不 清原家から林羅山 戦後、和島芳男氏がこの問題に関する具体的な検討の必要性を説き、後に国語学の視点から訓点に着目 (一五八三~一六五七)への学問上の展開については、後述する『大学諺解』において、 既に林羅山自

七世紀初頭において、『三略』は極めて重要な古典として認識されていたからである。 なお、 清原家の抄物と林羅山の諺解を比較検討するにあたり、『三略』に関するものを主として用いる。 なぜならば、 十分なこの問題について論じたい。

なる差異があるのかを検討する。さいごに、検討の結果に考察を加える。 に、林羅山の年譜や清原秀賢(一五七五~一六一四) た扱いを整理する。 本稿では、まず林羅山の著作や年譜を用いて、 しかるのちに、清家文庫や内閣文庫が所蔵するテキストを用いて清原家の抄物と林羅山の諺解に、 林羅山が清原家の学問にいかなる認識を持っていたのかを確認する。 の日記などを用いて『三略』 が一七世紀初頭の日本において受けてい つぎ

えようとする、 以上を通じて、 林羅山の取り組みから生まれた新たな展開について論じたい。 古典注釈書の作成という十分な蓄積のある分野において、 先行者である清原家に学びつつもそれを乗り越

### 二 林羅山と清原家

いた。 ある林浄因 この節では、 文禄四年 林羅山が著した 四九八~一五八一)が清原宣賢(一四七五~一五五〇)に学んだため、 五. 林羅山と清原家の関わりを整理し、 九五)、 「随筆」には、 林羅山は 一三歳の時に建仁寺大統庵に入る。 この梅仙東逋から 林羅山が清原家の学問にいかなる認識を持っていたのかを確認する。 『尚書』 の「孔安国伝」を学んだことが記されている。 当時、 建仁寺には梅仙 梅仙東逋も清原家の学問を宗として 東逋 が W た 梅 仙 東逋 の父で

は、 その後、 清原家のテキストを入手していたことを示している。また、 建仁寺を出奔した林羅山は、 慶長八年(一六〇三)に『古文尚書』と『礼記』に手跋を加えている。 慶長九年 (一六〇四) には東山の老僧から神道を学んだ。 これらの跋

この老僧は卜部家と清原家の両家に学んだという。

で清原家に学んだのである。 る。慶長九年の正月一日には新年の挨拶をし、 この慶長八年と慶長九年の二年間に渡り、 林羅 同年四月二七日には菓子を持参する、 Щ は頻繁に清原秀賢を訪問 Ļ 清原秀賢からも林羅山 林羅山はこうした交際を繰り返すなか 手 紙を送ってい

清原家に学んだ経験を踏まえた上で林羅山は、 清原家の学問にいかなる評価を下したのか。

日 日本ニテ清原外記頼業、 尤イフカシキ事也。 朱子ノ註本、 始テ大學中庸ヲ拔出シテヨメリ。 渡リテ後、 五山文字ノ僧、 時代ヲ考ユレハ、 ヤウくスコシキヨミテ、 朱子ノ時ニ當レリト、 其後彼家ニモ、 彼家ニ云ヒノ、シル ヲノレカ眼力

及所ヲ抄出シ、 近註ト號シテ、 常忠宣賢力徒、 ヲロソカニ見侍リヌ。 全文ヲハエヨマス

サ 予未弱冠時、 へ不知之。 今三十年後、 京師家塾ニテ、 闔國悉ク予カ家風ヲ称ストナン。 四書集註章句ヲ講ス。 笈ヲ預テ、 (内閣文庫所蔵 耳ヲ傾ル者、 『大学諺解』 多群集ス。 人皆古註ヲヨミテ、 程朱ノ名ヲ

男林叔勝(一六一三~一六二九) のために著された。寛永七年(一六三〇)、林羅山四八歳の作である。 ] は三冊から成る。 『大学章句解』 の死を承け、 や 遺された三男林鵞峯(一六一八~一六八○)と四男林讀耕齋 『大学解』 』とも称せられ、 内閣文庫に写本として伝わる。 期待していた長

林羅山は、 程朱の学が伝来する以前の本邦において清原家で学庸を 礼記 から独立させて読んでいたという逸話 疑

V の目を向ける。 一方で、自身については青年時代に「四書集註章句ヲ講」じたことを強調する。

文ヲハエヨマス」とは何を意味するのであろうか。 実際に新注系のテキストが伝わった後も、 清原家では「全文ヲハエヨマス」という状態であったと批判する。

いま一つ、林羅山が清原家の学問に触れた例を挙げる。

子 或 テ朱子ノ學庸 ヒ レリト云、 来ルヤウニスルハ、 人問テ云、 、集註ヲハ新註トモ近註トモ云ト見ヘタリ。 集註モ古註ナルヘシ。 是大ナルヒカコトナリ。 今ノ世 ノ註ハヨクシテ、 俗ニ古註新註トイヘルハ、 カタマシキコトナリ。 (中略) 論孟ノ註ハヨクセスメ、清家ニキラハルルヤ。 其上清原家ニモ、 彼家ノ諸抄ヲ見ルニ、古註ニテミツカラ合点セサルヲハ、 マシテ眼力ノ及ハヌトコ 何ト心得侍ルヘキソヤ。 然レモ漢儒ノ註ニ比セハ、 既ニ大學中 庸ヲハ、 口、 羅浮子答テ云、 章句ヲ以テヨミ、 エヨマヌ所ヲハ、 集解モ新註ナルヘシ。 又何トテサシモノ朱子ノ前ハ賢ニメ後 何晏カ集解ヲハ古註 手ヲツク 論孟ヲハ 朱子ノ 元明 何氏趙 'n 説ヲ引テ我家ニ習 諸 コトナシ。 近氏カ註 注こ比 マサ

・キテ別ニ誰ヲカ信センヤ。

(肥前島原松平文庫所蔵

『論語諺解

俄ニ愚ナルヤ。 カニシ、 レトモ、 聖人ノ心ヲ知ル時ハ、 サシテヨキ事トモ見へ侍ラス。既ニ秦漢以来百千歳ノ間、 朱子ノ愚ナルニハアラス。 後人ノ道學ヲ説ク事 エヨマヌ者ノ愚ナルナリ。 皆程朱ノ恩ナリ。 道學スタレタル (中略) 我輩若聖人ノ書ヲヨマンナラハ、 大明 トコロ ノ儒我レカシコカホニ、 ヲ、 程朱出テ、 四 程朱ヲサシ 前 人ヲ議 ヲ明

論語諺解 は、 「里仁」までを林羅山が著すも、 完成をみることはなかった。この業を後に林鵞峯が継ぎ、「公冶長 以

降を

『論語諺解補

として延宝元年(一六七三)に完成させる。

ヨマス」は、 るという立場から、 選択の仕方も恣意的であると批判する。 林羅山は、 古注と新注の関係を歴史的に捉えた上で、学庸は新注で読み論孟は古注で読むという方法を誤りと断じ、 清原家の四書の読み方の恣意性への批判であった。 林羅山は清原家の四書の読み方を批判しているのである。 古注で読むのならば全て古注で読み、 さきほど引いた『大学諺解』 新注で読むのならば全て新注で読むべきであ の「全文ヲハエ 取捨

いたのである。 る注を混じえて用いることに向けられている。 大学諺解』 及び 『論語諺解』 における林羅山の清原家批判は、 林羅山は、 清原家の古典の読み方を不整合かつ恣意的な解釈を招くと考えて 古典を読む上で異なる時代に生まれた別の人物の手に成

右の認識の下、 新注に拠る以外の方法は無いと断言している 林羅山 は 「我輩若聖人ノ書ヲヨマンナラハ、 程朱ヲサシヲキテ別ニ誰ヲカ信センヤ」と述べ、 経書を読

林羅 山 の清原家批判をより実情に即 して理解するためには、 清原家と林羅山の注釈書を比較検討する必要があろう。

## 三 一七世紀初頭の『三略』

業や講書活動に焦点を絞って整理したい。 て極めて重視された中国古典の一つだからである。 原家の 抄物と林羅 Ш の諺解を比較するにあたり、 併せて、 『三略』 この節では、 本稿では を含めた『七書』 『三略』 一七世紀初頭の本邦における に関するものを取り扱い 及びその注釈書に関する紹介をごく簡単に行 たい。 [三略] の受容を、 一略』 が 本邦にお 出

う。

れ 連 た回 徳川 0) 事業のなかで、『東鑑』 当数は三 家康 (一五四三~一六一六) 一回であり、 これは ゃ 『貞観政要』、『周易』といった和漢の古典と共に、 『六韜』 は慶長四年 の四回に次ぐ。 五九九) から大規模な出版事業を開始する。 『三略』 も印刷される。 W わゆる伏見版 0) 出

清原秀賢は 一六一五) 長五年 を講じているが、この際には九条忠栄(一五八六~一六六五) 『七書講義』 (一六〇〇)、 へ『三略』 ] と『七書直解』を併用したという。 を献上する。 清原秀賢は細川忠興(一五六三~一六四六) また、 慶長一二年(一六〇七)には五月三日から同 が如き人物も講義に出席している。 に 『三略』 を講じ、 月一七日まで七 同九年には豊臣秀頼 この一 回に 連の講義で、 わたり Ŧī.

は たって行われた。 川秀忠(一五七九~一六三二)に拝謁した際には、 徳川家光 (一六〇四~一六五一) 林羅山が慶長九年に著した「既見書目」のなかには、 と共に見える。 0) 名を冠する最初の例である。 翌 また林羅山は、 一三年 (一六〇八)、林羅山は徳川家康へ 『七書講義』と 『孫子諺解』と共に 『六韜』 『七書直解』 『三略』 ゃ 『三略諺解』を献上した。 『論語』 『漢書』と共に の名が を少なくとも二回ずつ読んでおり、 と共に 『六韜』 『三略』 『三略』 『呉子』『孫子』『司馬法』 林羅山の古典注釈書のなかでも を講じた。この講義は一 を講じた。 寛永三年 慶長一二年に初 『尉繚子』 五日 間にわ

七 世紀初頭において、 『三略』 は繰り返し出版され講じられた。 これは 『三略』 が当時にあって重視されたことを示し

ている。

清原秀賢は『三略』を講じる際に『七書講義』と『七書直解』を用いた。林羅山も両書を複数回にわたり読んでいる。 伏

見版の『三略』は足利学校所蔵の九華自筆本『七書講義』を底本にしている。

記述を引用する。 には劉寅により『七書直解』 繚子』『唐太宗李衛公問対』 『七書』や『七書講義』、『七書直解』とは一体何であろうか。宋元豊年間に『六韜』『孫子』『呉子』『司馬法』『三略』 これは読者の理解を助けるためである。 の七部はまとめて『七書』と名づけられた。その後、 が著された。『七書講義』と『七書直解』は、 共に『七書』の解説を行う際に、 金の施子美により /『七書講義』 経書や史書の が、 明代 尉

#### 四 清原家の抄物

本節では、 清原家の 『三略』 に関する抄物の検討を行う。 清原家の 『三略』 関係の抄物は図で示した。

清原宣賢抄		清原国賢抄	清原宣賢抄	清原良賢抄	
清家文庫所蔵『三略口義』三巻一冊	講義の聞き書き	清家文庫所蔵『三略抄』三巻六冊	清家文庫所蔵『三略秘抄』三巻一冊	尊経閣文庫所蔵『三略秘抄』三巻一冊	講義の手控え
林宗二の聞き書き		清原国賢等書写	清原宣賢自筆	後光厳院宸筆か	

のであろうか。 は、 成立時には 『七書講義』 の成立を『七書直解』 関係 の抄物については、 『七書直解』 のみに依拠しているが 流入という新たな状況を迎えている。 成立以前に推定している。 柳田 征司氏が既に 『宣賢抄』 『良賢抄』と『宣賢抄』 は つまり、 『七書直解』 これは清原宣賢の注釈態度にいかなる影響を与えている 一つの注釈書に拠っていた『良賢抄』に比して、 をも用いていることを指摘した。 の比較検討を行っている。 柳田氏は、 また、 柳 田 『良賢 氏は

試みに、『三略』 0) 「軍讖曰、 柔能制 剛 弱能制 強 で始まる箇所を検討

軍 有 所 讖に日、 剛 有レ 柔能制すい剛をの 所 施すっ 弱有 弱 所 船制す 用ル で強有 強をの 所 柔は者徳也。 加 兼 |此の四の者を|で而 剛は者賊也。 制 ||其の冝を| (『良賢抄』) 弱は者人の之所 助ル 也。 強は者怨の之所 攻也。 柔

軍 有 所 識に日、 ジャル 剛 柔能制すい剛をの 有 所 施す。 弱| 弱能制 所 用。 レ強| を。 強 有 柔|| 斯 加尔 徳カ 也。 兼 此の四の者を 剛は者 賊力 也。 弱は者人之所」助 前 制 ||其の宜を| (『宣賢抄』) 也。 強は者人之所」攻也。 柔

縦線は音号符を、カタカナは添え仮名を、ひらがなは乎古止点を表す。

解 『良賢抄』 に拠った本文に作る。 が 「強者怨之所攻也」と『七書講義』に拠って本文を作る箇所を、 『宣賢抄』は「強者人之所攻也」 ح 『七書直

間にいかなる差異が生まれたのであろうか。 "七書直解] の流入という新たな状況を受け、 清原宣賢は本文を改めたのである。 この新たな状況により、 二つ の妙 物

弱者 -弱ハ、人ニ下テ、 慇懃ニ、 アツカフホトニ、 人カ助 ル 也。 強者 強 ハハ 敵當モノ多シ。 故二、 怨ヲナス者

カ、 攻也。(『良賢抄』

弱者人之所助也トハ弱ニメ德アル者ヲハ、衆人カ助クル也。 直云、 古人有 |濟」弱扶」傾者|ト云。モシ弱ニメ、 徳ナク

強ニメ、不仁ナル者ヲハ、

衆人カ攻ル也。

直云、

古人有

□禁ኴ暴救ኴ乱者

云。 モシ強ニメ、仁アラハ、人ハ攻マシキ也。(『宣賢抄』)

人ハ助ケマシキ也。

強者人之所攻トハ、

書直解』 『良賢抄』は 0) みに依拠しているわけではない。『七書直解』 『七書講義』 を踏襲し、『宣賢抄』は 『七書直解』 に沿った解説の後に、『宣賢抄』では『七書講義』 を踏襲した解説となっているが、『宣賢抄』は完全に に則った解説が

行われる。

講義ノ心ハ、(中略) 弱者人之所助也トハ、ウテノ弱キ者ハ、人ニ下テ、インキンニアツカフホトニ、 人二助ケラル、 講義ノ心ハ、人

敵當モノ多シ。故ニ怨ヲナス者ノタメニ、攻メラル、也。

ノ字、怨ノ字ト見タリ。(『宣賢抄』

也。

強者人之所攻トハ、

ウテノツヨキ者ハ、

『七書直解』に依拠した解説を行った後、 清原宣賢は『七書講義』を踏襲した解説を附している。新たな注釈書の流入に

既存の注釈書と比較する視点が生まれたのである。

清原宣賢の 『三略』 講義は二つの注釈書の比較検討を通じて自己の見解を述べるという方針をとる。 の読みである。

軍 有 所 讖曰、 施 弱 柔ハ 有 能制ス 所 剛ョ 用 弱, が能制い強。 強有 所 加沙 柔者德也剛者 兼ヶ \_ 此 四 者ョ 而制ス 賊力 也。 其 弱者人之所」助 宜タ 義 也。 強者がいます。 之所」攻也。 柔有」所」設の

剛

講義ニハ、 ソ。 ル 弱 人ニアラソイサハカヌ程ニ人カセメヌソ。 スクルソ。 ソ。 (『口義』 是モコハウテ仁ノ心カアラハ人ハ責マイソ。 柔徳カアラハ、 強者怨-強者-١ | 人カ助ケウソ。 人ト云字ヲ、 ウテノツヨイ者ハ、 怨ルト云字ニカイタソ。 是モ中庸 強者ハ、 人二敵タウ程ニ、 ノ德カナクハ、 結句ヲカシ、 マツカウ直解ニシタソ。 敵カヲホイソ。 怨アル者カセムルソ。 ソコナイヨイソ。 人ハ助ケマイトシタソ。 講義ノ心ハチカウタリ。 去程ニ、怨ヲナス者トモカ、 弱ハ人々仰セカウフル 直解ヤ唐本ニハ人ト云字ニカイタ 強者 暴逆ナ者ヲ人カ 柔ハヨハイホトニ ホトニ、 セムル んセム 人カ

『口義』 Ł 『七書直解』 に依拠した解説を行った後に、『七書講義』 を踏襲した解説を行う。

ることが示す通り、 最終的に、 清原宣賢はいずれの注釈書を採用したのであろうか。 清原宣賢は 『七書講義』を踏襲しているのである。 『口義』 0) り掲げる 『三略』 本文が 忽 字に作られ 7

全てに共通して、『三略』 このように、二つの注釈書を比較しつつ解説するという方法が採られている。 本文を逐条的に解説するという手法が採られている。 また、 『良賢抄』 ح 『宣賢抄』、  $\Box$ 義 0

様相を呈することとなる。 結果として『口義』 0) 解説は、 モザイク画の全体像は、 一つの条のなかに 『七書講義』 『七書講義』 でもなく『七書直解』 に拠る句と『七書直解 でもない、 に拠る句が混在 両者を併用 モ した清原宣賢 ーザイ 画

国賢抄』 は清原宣賢の方針を引き継ぎ、 『七書講義』 ح 『七書直解』 の注釈書部分までをも逐条的解説の対象とする。

アル 直日、 射殺スソ。 將軍龐涓自行テ、蹴チラサントスルソ。 カ、 (中略) 其翌日ニハ五万ノ竈ヲ作ソ。 強モ有所 今軍 レ加レ也ト云タハ爰ソ。 ―コレハ孫臏カ策ソ。 又其後ニハ、三万ノ竃造ソ。 孫臏カ策ニ、其行サキノ道ニ、万弩ヲ伏セテ、 剛柔強弱ハ、 魏ノ国へ入テ、人数減スルノ形ヲ敵ニミセントテ、前ニハ十万ノ竃ヲ作テ 其宜ニ因テ、 是ハ、 施スヘキコソ(『国賢抄』 弱モ有」所」用也。 一度ニツルへ矢ニ射テ、 ソレヲ魏軍ニ誠ト心得テ、

の戦場において、 三略 0) 「兼此四者、 敵を欺く際に剛柔強弱を適宜用いることを説く。 而制其宜」に対応する 『七書直解』 の注釈について、 出典が解説されている。 『七書直 解 は 個別

箇所が、 る例である 国賢抄 **『宣賢抄』** の解説は極めて詳細と言えよう。 では一丁、『国賢抄』では七丁が費やされる。 『良賢抄』 が半丁を用いて説明した 清原家の抄物が増加の一途を辿っていることが、 「軍讖日、 柔能制 剛 弱能制 強 よく分か で始まる

段階を経て、 清原家の 『三略』に関する抄物は、 比較検討の詳細化が進んだ 『七書講義』 のみに依拠していた段階と『七書直解』 との比較検討の余地が生まれた

#### 五 林羅山の諺解

本節では 『三略語 『諺解』 と『大学諺解』 を検討し、 参考として『孫子諺解』 の作成方針をも窺う。

本の 『三略諺解』 『三略諺解』 は、 が伝存する。 Ⅲ節で述べた通り 本稿では、 『孫子諺解』 林羅山の蔵書印が押されているものを扱う。 と共に徳川家光へ献上するため、 寛永三年に著された。 内閣文庫には二

は見受けられない。

始まる箇所を、 う方法を採った。 清原家の 『三略 解説手法に着目して検討したい。 林羅山 に関する抄物は、 もまたこの方法を採るのであろうか。 清原宣賢以降 『七書講義』 前節同様に、 と『七書直解』 略 を比較検討しつつ、 0) 軍 讖 É 柔能 自家の立場を示すとい 制 剛 弱 能制 強

軍 讖\_ Ę 柔能ク 制ス 剛, 弱能制ス 強っ 柔^ 者 徳力 也。 剛<sub>^</sub> 者 賊力 也。 弱者人之所、助、 強者怨言作品之所」攻。 柔有。 が所 設った 剛

有 所 施ス 弱有。 所 用ル 強有リ 新 加元 兼ヶ \_ 此, 四ッ 者』 \_, 而制ス -其 宜ョ (内閣文庫所蔵 略 解

フユヘニ、多クノウラミヲウクル也。 故ニ柔ハ物ニサハラス、心ノユタカニヤワラカナル徳ナリ。 人ノ下手ニナルヤウニスルトキハ、 諸人ノアタトナリテ、 人ヲソコナフ。 弱ナレハ人ノ上ニナラヌ故ニ、人ヨリカヘリテ、 ウラミラル。 人ヨリ我ヲタスケスクフコトアリ。 柔ナレハ、物トアラソハ子トモ、 (内閣文庫所蔵 『三略諺解 剛ハアタルトコロカタケレハ、モノヲヤフリスコス。 我ヲスクフ。 人々皆其徳ニ皈服ス。 強ハ我カツヨキヲホトコシ、 強ナレ ハツヨキアイテ多クアル 剛ハカタク争ヒカツユ 人ヲヤフリソコ 弱 ユ

『七書講義』 『三略諺解 を踏襲する立場を示している。 は、 割注で 『七書講義』 ح 『七書直解』 また、 その解説も の文字の異同について触れつつも、 『七書講義』 に準じた内容であり、 本文を「怨」 『七書直解』 字に作る。 を用 いる様子 これは

そもそも、両者を比較検討するという方法を採っていないのであ

『三略諺解』 が 『七書講義』 を踏襲していることは、 訓点という面からも確認できる。

軍 有 所 讖\_ 施ス Ę 弱 柔 能<sub>2</sub> 有リ 所 制レ剛、 用ル 強 弱 有リ 能っ 制い強っ 所 加元 柔, 者 兼ヶ 此, 徳☆ 四ッ 也。 者』 \_, 剛八 而 者 制ス 賊力 \_ 其 / 冝 ヲ 也。 弱者人之所、助、 (内閣文庫所蔵林羅 強者怨之所以攻。 Ш 间 <u>I</u>藏本 『七書講 柔有」所」設、 義 剛

剛モ有リ 軍 所 讖\_ 施ス 日ゥ 弱モ 柔し能の 制レ剛、 所 用ル 弱能。 強ŧ 有 制い強っ 所 加ァル 柔ハ 兼:此四 - 者: 者 德力 也。 \_ , 剛力 而制ス 者賊力 其ノ 也。 宜書 弱、 (内閣文庫所蔵林羅 \_ 者人之所。 助力 強ハ 山旧蔵本 者人之所」攻。 『七書直解 柔も有り 所 沙設の

### で訓号符を示した。

の訓点と比較すれば、 右は、 元和年間の、 つまりほ は同時間 対に訓点が施され た、 林羅山 手校手跋本からの引用である。 既に示した 『三略

『七書講義』

のそれと寸分違わず一致する

また、 史書から 0 引用についても、 林羅山 は 『七書講義』 を襲い、 0) みならず、 『七書直解』 に対する 『七書講 義 0) 優

越性を強調する

此 時ニヨリ処ニョリ、 ト云テ、 下太半シタカフハ、 カシ周ノ文王ノ、 カリナレハ、 剛柔強弱 タケク勇メル兵ヲモテ、 ジ 四 ニフクナリテ、シヤウ子ナキモノ、如シ。 「ツヲワクルコト**、** 殷 文王ノ剛ナリ。 物ニョリアイテニョリテ用フルヲ、 ノ紂ニツカヘテシタカフハ、 タ、一 如此ナレトモ、 武王ノ紂ヲウツトキニ、諸人コトくクウツヘシトス、ムルヲ、 戦ニウチカチテ、 柔也。 四ツナカラ、一ツモスツヘカラス。カ子合セテヨク用フヘシ。 サ 其冝ヲ制スト云也。 弱ハカリナレハ、ツタナクナリテイサミナシ。 テ大ナル徳ヲアキラカニシテ、 紂ヲ亡シ天下ヲトルハ、 時ニカナフテチョクスルヲ、 武王ノ強也。 サカリナル 是皆コ 武王時イマタ至ラス 功ヲヒロ 故ニコ 冝卜云也。 ノ四ツヲ用 1メテ、 ノ四 只柔ハ <u>"</u>、 天 4

る。

テ、 ヨキ時ニ用ルシルシナリ。 此四ツノモノ、一心ノ中ニアリ、 外ニモトムヘカラス。 (内閣文庫所蔵

サ アサクナル也。 ト、云ハ、 、レトモ權謀ノ上ニテイハ、、人ヲアケテ後ニオトシ、 理ニカナフヲ云ナリ。 只コノ四ツノコト、 (内閣文庫所蔵 スクルモアシク、 『三略諺解』 タラヌモアシキユヘニ、ヨキホトニスルヲヨシトス。 コマタヲトリテカツト云カ如クニ、一偏ニ心得ルトキハ、 其ヨ ニキホ

用いる。 を引用して注釈するが、『七書講義』 右は 『三略』 0) 「兼此四者、 而制其宜」に対応する『七書講義』 は 『詩経』 や 『書経』、 『春秋左氏伝』 の注釈を承けた解説である。『七書直解』 及びそれらの注疏に見える文王と武王の逸話を は孫子の逸話

『七書直解 は個 別の戦場における詐術を念頭に置いた引用であるが、 『七書講義』 では戦争を行うか行わない かを判

るという、

為政者としてのより広い視点を重視した引用となっている。

林羅山は 林羅山は、 『七書講義』に依拠して『三略諺解』 『七書講義』 を踏襲した上で、『七書直解』 を著した。では、 が重んじる詐術を他人を陥れることに汲々としていると戒める。 一月前に成立した 『孫子諺解』 も同様であろうか。

までにその 「制作方針を窺いたい。 『孫子諺解』 b 『三略諺解』 と同様に、 内閣文庫に二本伝存する。 本稿では、 林羅 Ш 0) 蔵

書印が押されているものを用いる。

羅山 は 「孫子諺解跋」において 『七書講義』 を襲うと明言している。 この理由について、 林羅 山は次のように説 崩す

劉氏カ直解ニハ、 孫子ノ注十一家ノ説ヲ、 ノセタリ。 施子美ハ、 講義ヲツクレリ。 今ノ抄ハ、 講義ノコ、 口 ヲ用ヒテ、

# 少シ了簡ヲ加ル也(内閣文庫所蔵『孫子諺解』)

いう。 林羅 したがって、『孫子諺解』 山が実見した 『七書直解』 は には、 『七書講義』に依拠する。 魏武帝を始めとした諸氏による注釈を集めた ただし、 自己の見解を交えることもある。 『十一家注孫子』 が収録されていたと 以上が 『孫子諺

を著す上での方針であった。

らず、共通した性質が観察し得るのであろうか ある。想定される読者の違いが、 為政者に献上するために著された諺解の解説方法を検討した。だが、諺解には自身の子孫のために著されたものも 林羅山の古典の読み方に、差異を生じさせるのであろうか。 あるいは、 読者の違いに関わ

この問題を解決するために、寛永七年に成立した『大学諺解』を取り上げたい

明言し、 林羅山は 朱熹以降の諸書を豊富に用いるが、これらはあくまでその方針を助けるものであると言う。 『大学諺解』の解説方針を跋に掲げている。そこで林羅山は、 朱熹の『大学章句』と『大学或問』 に則ることを

朱熹の『大学章句』伝十章の冒頭部分と対応する箇所に着目したい。

所 謂ル 矩之道 平二天一下一在上治 \_ 也 (内閣文庫所蔵 = 其 」 国ョ 『大学諺解』 者、 上老」老而民興」孝、 上長、長而民興、弟、上恤、孤而民不、倍、是、以君・子有

IJ 上トシテ老老長長恤孤トキハ、 声ニ響アルカ如シ。家齊テ國治ル、是也。 下必孝ヲ興シ、 弟ヲ興シ、 (内閣文庫所蔵 不背ナリ。 『大学諺解』 此三ノ者ヲ、 上行へハ、下シタカフヿ、 形ニ影ア

『大学章句』における朱熹の注を、 他の諺解同様に文章の体で咀嚼した解説である。

は新注に拠るという立場を鮮明にし、 逐条的に自己の解釈を示すという方針を採らなかった。 本節で扱った諺解は、 みな清原家の抄物とは異なる性質を示した。 まとまりある文章の体で解説を施すという方針を採った。 むしろ、『七書』については 複数の注釈書に同等の扱いを与え、 『七書講義』 に拠り、 比 [四書]

#### 六 おわりに

識していたのかを論じる。 前節までに明らかとなった結果を解釈 また、 清原家の抄物が持つ問題を踏まえ、 考察を加える。 これを通じて、 林羅山は自身の諺解へい 林羅山は清原家の抄物 かに反映させたのかを論じた のどこに問 題 が あると認

61

た。さらに、 清原家の その結果、 三略 清原宣賢以前からの逐条的に解説する方針と結びつき、 つの条のなかでも一句ごとに異なる注釈書の解釈を用いることとなり、 に関する抄物は、 清原宣賢以降、 成立年代の異なる複数の注釈書を同列に扱い比較検討を試みるように 詳細化・複雑化して行く。 モザイク画のごとき様相を呈し

のある部分は新注で読むことで生じる不整合性・恣意性を批判した。 でも学庸は新注で読み、 これに対して林羅山 は、 論孟は古注で読むという清原家の伝統を批判した。 『論語諺解』で古典に加えられた注を歴史的に捉える視点を示した。 さらに、 一書のなかでもある部分は古注 また、 林 蘿 Щ は 几 書 0) なか 別

最初から最 清原家の抄物の持つ特徴を踏まえた上で、 後まで読み通す文章の体をとった。 林羅山の諺解は特定の注釈書を主として用い、 それは、 想定される読者の 対象に関わらず共通する特徴であった。 比較検討を行わずに一 つの条を

清 原家の抄物は、 複数の注釈書を混じえ用いるという方針のもとで詳細化が進んだ。 やがて注釈書の内容までをも逐条的

に解説するに至り、 その分析的な学風 の成熟を示した。

れ る<sup>34</sup>。 を全く対等に比較する態度への疑問は見受けられない。 清原家の抄物は、 どれだけ解説が詳細化しても、 金人である施子美の『七書講義』 むしろ、 学庸は新注で、 論孟は古注で読む自家の学風が讃えら 』と明人である劉寅の 『七書直

清原家に学んだ林羅山は、 清原家の学風 への批判を行いつつ自身の立場を示した。 林羅山 の立場とは、 古典をある注 釈書

に依拠して、その注釈書が持つ固有の文脈に沿って読むということであった。

詳細を極める清原家の抄物が持つ限界はここに存する。

の抄物が抱えていた問題を乗り越え、 [四書] は新注に拠り、 『七書』 は 『七書講義』 古典の一貫した総合的な理解を得ようとしたのである。 を踏襲した解釈を用いる。 このような方法をとることで、 林羅 山 には清 原

強 た、 新注が古注より劣るなどということはありえないと断じ、 に始まる箇所を注釈した『七書講義』 林羅 Ш 特定の注釈書に拠るとしても、 は 『七書直解 の解釈を義理が浅くなると批判し、 を襲った。 その注釈書を用いることが適切かどうかという問題が残るであろう。 経書を読む上で新注を用いるという自身の立場を強調する。 為政者の立場から 『三略』 0) 「軍讖曰、 柔能制 剛 弱 Ш 能 制

諸注釈書を吟味した上で、敢えて一書に拠るという立場を示したのである。

り、 目の前にある書物を一 Ш の諺解には、 古典を読むための新たな態度が示されていた。 貫した解釈のもとで、 総合的に読もうとしたのである。 林羅山は複雑かつ詳細になる学問の流れを <u>一</u> 旦 ち切

それは、 清原家が長い年月のなかで積み重ねてきた学風を踏まえた上で、 それを乗り越えようとする取り組みの中で生ま

れた新たな展開であった

#### 注

- (1) 和島芳男『中世の儒学』(吉川弘文館、一九六五
- $\widehat{2}$ 「林羅山と手沢本正平版論語をめぐって」(『思想と文化』、一九八六・〇二)
- (3) 林鵞峯「年譜」(『羅山林先生集』附録巻第一、内閣文庫所蔵寛文二年刊本
- $\widehat{4}$ 卷第六五 「余頃者、 「随筆一」、 與涸轍齋租博等、 内閣文庫所蔵寛文二年刊本 聞尚書孔氏傳乎東山僧梅仙。 梅仙父宗二、 聞之清原儒者給事中宣賢。 是以、 宗清家云」 (『羅山林先生文集』
- $\widehat{\mathbf{5}}$ 『古文尚書』 (内閣文庫所蔵) 及び「礼記古本跋」 (『羅山林先生文集』 巻第五四 内閣文庫所蔵寛文二年刊本) を参照のこと。
- (6) 『慶長日件録』 (続群書類従完成会、一九八一)
- $\widehat{7}$ 問視する立場 慶長八年から一・二年の間に、 『林羅山』、 吉川弘文館、 (足利衍述 『鎌倉室町時代之儒教』、 一九六四)がある。 林羅山の『論語集註』 本稿では、この問題について立ち入って論じることをしない。 有明書房、 講義を清原秀賢が告訴したという逸話がある。 一九三二 と、これに類する事実があったのではないかとする立場 この逸話につ いては、
- 8 「若使叔勝在、 則無由作大學解。叔勝既會得了也。 今作之者、 它日為授幼子也」(内閣文庫所蔵 『大学諺解』)
- 9 も印刷されたものと推測する。だが、 川瀬一馬氏は 本稿では 三略』 『増補古活字版の研究』 が印刷されたのは慶長四年と慶長五年、慶長一一年の三回とする。 川瀬氏自身が同書において指摘する通り、 (日本古書籍商協会、一九六七) において、 慶長九年に印刷された『三略』 慶長九年に 『六韜』が出版された折、 は現存しない 併せて
- (10)林鵞峯「年譜」(『羅山林先生集』附録巻第一、内閣文庫所蔵寛文二年刊本)
- 11 「余甞在駿府写 余十七八歳時見直解、 (内閣文庫所蔵林羅山旧蔵本 通。 今戸田為春氏新鏤梓、 其后讀施氏講義、 『七書講義』)、 誦李卓吾孫子參同、 以頒行於世。其志可尚矣。 「武學七書直解全套、隨繕寫而隨粗閱之。 今又及于此」 余亦獲合部、 (内閣文庫所蔵林羅山旧蔵本 以向所蓄之謄本、 乃以硃而句之、 以墨而點之。 往々校之、 『七書直解』 随見随: 殆 途朱、 月 餘 而
- (12)林鵞峯「年譜」(『羅山林先生集』附録巻第二、内閣文庫所蔵寛文二年刊本)
- 13 興味関心の存在を示唆する。しかし、 家の人間が、 一七世紀初頭の本邦における『三略』 清原秀賢の講義を聴講したという事実や、 本稿では『三略』 の受容が、 純粋に軍事的な要請のみに因るとは考え難い。部下を率いて出陣する立場でない がいかなる点で重視されたのかについては立ち入らない。 『三略諺解』 跋「庶周漢之功業、 復觀於今日、 豊不大幸乎」という記述は、 別の
- 14 図書館と大垣市立図書館に現存する。 林羅山旧蔵本 『七書講義』については清家文庫所蔵の清原宣賢自筆本 『七書講義』 が比較的古く、 前者には まとまった形で現存する。 「詩仙堂印」が、後者には菅得庵の識語が確認できる 『三略講義』 内閣文庫所蔵の林羅山旧蔵本と同系統のテキストが、 や足利学校所蔵の九華自筆本『七書講義』、 内閣文庫 国立国会
- Î5 については、 浅野文庫 所蔵の朝鮮版 『七書直解』 古活本 『七書直解』 や内閣文庫所蔵の林羅山 旧蔵本 『七書直解 が現存す

- 16 「觀其議論、 所聞父師之格言」(内閣文庫所蔵寛永二〇年版 出自胸臆。 又引史傳、爲之參證」(内閣文庫所蔵林羅山旧蔵本 『七書直解 『七書講義』)、「刪繁撮要。 斷以經傳所載先儒之與旨、
- を、今に伝える。その他、内閣文庫に古活字版の『三略秘鈔』が現存するが、 尊経閣文庫所蔵『三略秘抄』(以下、『良賢抄』) ( 以 下、 『口義』)は一六世紀前半の『三略』講義の様子を、 )は一四世紀の抄物の様子を、 清家文庫所蔵『三略抄』(以下、 本稿では取り扱わない。 清家文庫所蔵『三略秘抄』 『国賢抄』) 以下、 は一六世紀後半の抄物の様子 『宣賢抄』)と『三略
- 18 柳田征司「清原宣賢自筆 『三略秘抄』の本文の性格に就て」(『国語学』第七五集、 国語学会、 武蔵野書院、 一九六八)
- (19) 「弱者人之所助也。強者怨之所攻」(清家文庫所蔵 『三略講義
- (20) 「弱者人之所助。強者人之所攻」(浅野文庫所蔵朝鮮版『七書直解』)
- (⑵)「弱則能下人、故爲人所助。強則敵者衆、故爲怨所攻」(清家文庫所蔵『三略講義
- 暴救亂者、 「弱而有德者、衆人之所助援。故古人有濟弱扶傾者、 所以強者人多攻也。若強而仁、 孰肯攻之」(浅野文庫所蔵朝鮮版『七書直解 所以弱者人多助也。若弱而無德、 誰肯助之。 強而不仁者、 衆人之所攻擊。
- $\widehat{23}$ 其宜也。 兼此剛柔強弱四者、 始如處女、柔有所設也。 制其宜而行之。上文言、剛者賊也。 後如脱兎、 剛有所施也。 強者人之所攻、戒人之過於剛與強也。 令軍減竈、 弱有所用也。萬弩齊發、 強有所加也。 此言剛有所施、 但要制其宜而行之耳」 強有所加、 勉人剛 強而適
- (24) 『史記』孫子呉起列伝

文庫所蔵朝鮮版『七書直解』

- 「今謹奉台命、 作三畧倭字諺訓、 以欽進呈。 臣不敏、 雖不及此書賢智之慮、 庶周漢之功業、 復覩於今日、 豈不大幸乎」(内閣文庫所蔵
- 26 以有成矣。方文王之遵養時晦、 強復有所加。 雖然剛柔強弱、 其強又有所加也。文武之君、惟兼是而制之。此所以能造周而革商也」(内閣文庫所蔵林羅山旧蔵本『七書講義, 此無他、 四者不可偏廢。柔不徒柔也。獨柔則失之懦、故柔有所設、 其始若無能爲者、其終必大有爲。其始若無所用者、其終必見於所用。 若甚柔也。而大勲所擧、有所不憚、其剛必有所施也。武王之師渡孟津、 而剛復有所施。 四者之用、各有所冝。 弱不徒弱也。獨弱則失之怯、 若甚弱也。 兼是而隨冝以制事、 而熊羆之士、 故弱有所用、 奮于商 而 可
- 経』(周書、泰誓上)及び該当箇所の孔安国伝及び孔頴達による疏を参照のこと。 『詩経』(周頌、酌) 及び該当箇所の孔頴達による疏、『春秋左氏伝』(宣公十二年)及び該当箇所の杜預による注や孔頴達による疏、 書
- 「孫武子兵法十三篇、謹奉鈞命、而因施氏之講義、作倭字之諺訓」(内閣文庫所蔵 『孫子諺解
- (29) こうした事情のためか、内閣文庫に写本として伝わる林羅山旧蔵本 『七書直解』としては、広島市立中央図書館浅野文庫所蔵の朝鮮版 『七書直解』 『七書直解』 がある。 は、『孫子』を欠いている。 『十一家注孫子』を収録す
- 30 にすべき見解である 荻生徂徠は『学寮了簡書』において、 講義を聞かせる対象に応じて講義の内容も変わることを指摘した。 注釈書を検討する上でも参考

- 31 漢文学研究会、二〇〇四・一二) 《『歴史と文化』、一九八一・○二)、大島晃「林羅山の『大学諺解』について──その述作の方法と姿勢」(『漢文學解釋與研究』第七輯、 『大学諺解』に関する先行研究は以下の通りである。 村上雅孝「林羅山『大学諺解』をめぐる諸問題―近世の漢文訓読史の立場から―」
- 32 録・林子四書標摘・管志道釋文・楊李四書眼評、 「此喭解、 本章句幷或問、 尊程朱也。考以鄭註・孔疏・陸音、 備異説也。 其間加己意、 尋舊也。輔翼以大全・通考・通義・大成・蒙引、 而述其義、 非敢擬議之」 (内閣文庫所蔵 釋章句也。 『大学諺解』 參之以知新日
- 33 此三者上行下效、捷於影響。 「長上聲。弟去聲。倍與背同。絜胡結反。 所謂家齊而國治也」 老老、 (清家文庫所蔵 所謂老吾老也。 『大学章句』) 興謂有所感發而興起也。 孤者幼而無父之稱。 絜度也。 矩所以爲方也。 言
- 34 原宣賢自筆『大学聴塵』 ニ、重寶ニ成ラント云リ。 「後寶壽院、 法名常忠、 コア祖父也。 後二、此書、 コ、ヲ、 別ニ一巻トメ、 御講説々時、 唐ヨリ、 御落涙アリ。常忠十二代祖、 日本ニ渡ル。意氣相感、 如合符節、 頼業、 礼記ノ中カラ、 竒妙々々。」(大東急記念文庫所蔵清 此篇ヲ抽出メ、 是 後

【キーワード】

林羅山 ·清原家 ·漢文学 ·注釈書 ·三